

令和2年度次世代介護機器の活用支援事業補助金交付要綱

31 福保高計第678号

令和2年3月31日

一部改正 2 福保高介第566号

令和2年7月10日

(通則)

第1条 次世代介護機器の活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、次世代介護機器の活用支援事業実施要綱（平成30年4月1日付29福保高計第593号。以下「実施要綱」という。）に基づき、介護サービス事業所が次世代介護機器を導入する費用の一部及び公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）が実施する次世代介護機器の普及啓発事業（以下「普及啓発事業」という。）に要する費用を予算の範囲内において交付し、もって次世代介護機器の活用支援事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 次世代介護機器導入支援事業費補助
- (2) 次世代介護機器導入推進事業費補助
- (3) 次世代介護機器の普及啓発事業費補助

(交付額の算定)

第4条 補助金の額の算定方法及び補助対象経費等は別記1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 次世代介護機器導入支援事業費補助又は次世代介護機器導入推進事業費補助の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号の1又は第1号の2）に関係書類を添えて、別に定める日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に当たっては、機器導入後3か年における達成すべき目標、導入すべき機器、期待される効果等を記載した次世代介護機器導入計画を添付しなければならない。
- 3 前項の次世代介護機器導入計画は、1施設につき1つまで提出できるものとする。
- 4 財団は、交付申請書（様式第1号の3）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 知事は、前条第1項による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、次条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前条第4項による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、次条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を財団に通知するものとする。

(補助条件)

第7条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記2の補助条件を付するものとする。

(変更交付申請)

第8条 前条の規定に基づく交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）及び財団が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第5条の規定に準じるものとする。

2 前項の規定に基づく申請は、変更交付申請書（様式第1号の4、第1号の5又は第1号の6）により行うものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第2号の1又は第2号の2）を別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

2 財団は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第2号の3）を別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者又は財団に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 財団は、次世代介護機器の普及啓発事業費補助の交付の決定を受けたときは、四半期ごとに、請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に補助金の請求をするものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 次世代介護機器導入支援事業費補助及び次世代介護機器導入推進事業費補助につ

いては、原則として年1回、概算払により交付する。

2 次世代介護機器の普及啓発事業費補助については、知事は前条第1項の請求に基づき、四半期ごとに、概算払により交付する。

なお、四半期ごとの支払予定額は、別表のとおりとする。

(補助金の精算)

第13条 補助対象事業者及び財団は、第10条により、知事から通知を受けた場合は、速やかに精算書(様式第4号の1、第4号の2又は第4号の3)を提出しなければならない。

(導入効果の報告)

第14条 補助対象事業者は、機器の導入によって得られた効果を客観的な評価指標に基づいて分析し、そのデータ等を、補助事業が完了した日の属する年度を初年度として3年間、毎年度3月31日を基準日として、基準日から1か月以内に知事に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月30日から適用する。

別記1 補助金の交付額の算定方法及び補助対象経費等

1 次世代介護機器導入支援事業費補助

この補助金の交付額の算定に当たっては、下表1の第1欄に定める補助対象施設において、以下(1)から(3)までに定める要件を満たす機器1台当たり、第2欄の目的要件ごとに第3欄に定める補助基準額と、第5欄に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とし、導入する機器全ての当該額の合計額を交付額とする。

また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護機器であること。

(2) 技術的要件

次のいずれかの要件を満たすものであること。

ア ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護機器

※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護機器

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」)において採択された介護機器

ウ その他知事が適切と認めるもの

(3) 市場的要件

販売価格等が公表されており、一般に購入等できる状態にあること。

(表1)

1 補助対象施設	2 目的要件	3 補助基準額	4 補助率	5 補助対象経費	6 補助対象外
都内に所在する介護保険法に定める居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、介護保険施設、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援	①移乗介護、⑤入浴支援	1,334千円	3/4	(1) 機器の購入に係る費用 (2) 機器のレンタルに係る費用(ただし令和3年3月31日までの費用に限る。) (3) その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) 機器の使用に際し必要となるインターネット回線使用料等の通信費 (2) インターネット接続のためのルーター等の通信機器費用 (3) 保険料 (4) 機器の設置にかかる建物の改修費 (5) 配送料 (6) 初期設定費 (7) その他事業の目的に照らし適当と認められないもの
	②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑥介護業務支援	600千円	1/2		

2 次世代介護機器導入推進事業費補助

この補助金の交付額の算定に当たっては、下表2の第1欄に定める補助対象施設において、以下(1)から(3)までに定める要件を満たす機器1台当たり、第2欄の目的要件ごとに第3欄に定める補助基準額と、第5欄に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とし、導入する機器全ての当該額の合計額を交付額とする。

また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護機器であること。

(2) 技術的要件

次のいずれかの要件を満たすものであること。

ア ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護機器

※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護機器

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成 30 年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護機器

ウ その他知事が適切と認めるもの

(3) 市場的要件

販売価格等が公表されており、一般に購入等できる状態にあること。

(表2)

1 補助対象施設	2 目的要件	3 補助基準額	4 補助率	5 補助対象経費	6 補助対象外
都内に所在する介護保険法に定める介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護	①移乗介護、⑤入浴支援	1,334千円	7/8	(1) 機器の購入に係る費用 (2) 機器のレンタルに係る費用(ただし令和3年3月31日までの費用に限る。) (3) その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの	(1) 機器の使用に際し必要となるインターネット回線使用料等の通信費 (2) インターネット接続のためのルーター等の通信機器費用 (3) 保険料 (4) 機器の設置にかかる建物の改修費 (5) 配送料 (6) 初期設定費 (7) その他事業の目的に照らし適当と認められないもの
	②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑥介護業務支援	600千円	3/4		

3 次世代介護機器の普及啓発事業費補助

1 補助対象	2 補助基準額	3 補助率	4 補助対象経費
公益財団法人 東京都福祉保健財団	45,630千円	10/10	実施要綱(平成30年4月1日付29福保高計第593号)第3条(2)に定める事業の実施に要する事務費

別記2 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）又は（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- （１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （１）第9条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

- （１）知事は、第10条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置を取ることを命ずるものとする。
- （２）第9条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

- （１）知事は、補助対象事業者又は財団が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1) の規定は、第 10 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

- (1) 知事は、第 13 条の規定により精算を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助対象事業者及び財団に対しその返還を命ずる。
- (2) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときも、期限を定めて返還を命じるものとする。
- (3) 第 10 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 違約加算金

- (1) 補助対象事業者及び財団は、6 の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1) の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

9 延滞金

- (1) 補助対象事業者及び財団は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1) の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

10 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者及び財団が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

11 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

12 財産処分等に伴う収入の納付

補助対象事業者が知事の承認を受けて 11 の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

13 財産管理

補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

14 補助金調書の作成

補助対象事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保存しておかななければならない。

15 帳簿の整理

補助対象事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

16 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

17 他の補助金との重複禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

18 消費税等に係る税額控除の申告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入税額控除が 0 円の場合を含む。）は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（様式第 5 号の 1、第 5 号の 2 又は第 5 号の 3）により速やかに知事に報告しなければならない。

19 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

別表 四半期別支払予定額

(単位：千円)

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
11,407	11,407	11,408	11,408